#### 第1回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会 次第

〇日時:令和4年6月2日(木)

午前10時30分~午前11時30分

〇場所:宇都宮市役所 14 C会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議事
- (1) クリーンパーク茂原の火災事故に関する事故対策委員会について

•••• 資料1

(2) クリーンパーク茂原の火災について・・・・・・ 資料2

別紙2-1, 別紙2-2

- 5 その他
- 6 閉会

# 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会 委員名簿

氏 名		所属・職名等	備考
	酒井 典久	副市長	委員長
_	大竹 信久	行政経営部 部長	
宇都宮市	青木 克之	総合政策部 部長	
1,7	青木 容子	理財部 部長	
	船山 伸一	環境部 部長	副委員長
	青木 隆夫  栃木県弁護士会		弁護士
	酒井 保藏	宇都宮大学 工学部 准教授	学識経験者
学識委員	錦 慎之助	帝京大学 理工学部 講師	学識経験者
貝	藤原 由房	宇都宮市自治会連合会 会長	市民代表
	藤原 周史	一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局 環境事業第三部 部長	廃棄物処理専門家

#### 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会について

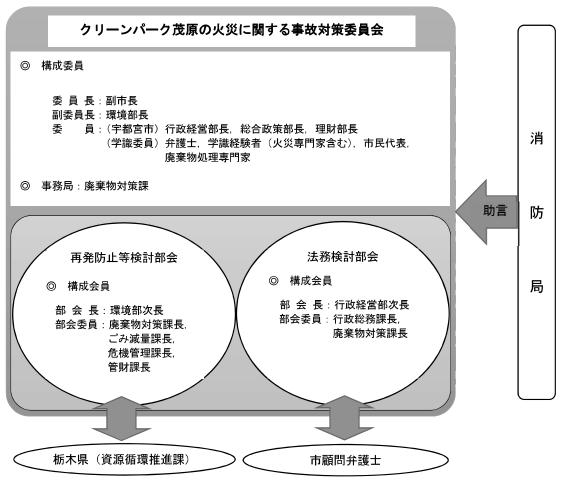
#### 1 目的

廃棄物処理施設での事故は市民生活へ及ぼす影響が大きいことから, クリーンパーク茂原での火災事故の検証により課題を抽出した上で, 施設の特性を踏まえたより適切な設備や管理・運営の在り方等について検討を行い, 再発防止策を講じることを目的とする。

#### 2 所掌事務

- ・ 事故発生時における施設の運営や防火体制の検証に関すること。
- 事故の再発防止策の検討に関すること。
- 所掌事務の報告書のとりまとめに関すること。
- その他設置目的を達成するため必要な事項に関すること。

#### <体制イメージ>



※ 消防局については、必要に応じ、関係機関として出席を求める。

## 3 スケジュール(案)

	検討事項等
第1回 (6月2日)	・委員会の設置目的等の確認 ・クリーンパーク茂原の運営体制等の確認 検証ポイントの抽出 ・火災事故の経過の確認
第2回 (7月上旬)	・第1回委員会に基づく検証 課題の抽出,検討
第3回 (7月下旬)	・課題を踏まえた再発防止策の検討
第4回 (8月中旬)	・報告書のとりまとめ(市に対する提言も含む)

#### 4 会議・議事録の公開等(案)

#### (1)会議の公開・非公開

会議は原則として公開とするが、意思形成過程の情報を公開することで、不正確な情報により、市民等が誤解するおそれがあるなど、審議に支障を及ぼすことも想定されるため、議事ごとに、会議の公開・非公開を委員会で決定する。

## (2)議事録

#### ア 形式

【案1】各発言者の「発言要旨」を発言順に列記する。

【案2】各発言者の「全ての発言」を発言順に列記する。

#### 事務局案:案1

(理由) 発言の趣旨や発言者の論点を明確化するため

#### イ 委員の名称表記

【案1】各発言者を「委員A」、「委員B」、・・・・、と表記する。

議事録 (案)

委員A:  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 事務局:  $\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle$ 

委員B:□□□□

事務局: ×××××××× 委員B: ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

. . . : . . . . . . . .

【案2】各発言者の氏名や名称を表記せず、全て「委員」と表記する。

議事録 (案)

委 員:○○○○○○○○○ 事務局:△△△△△△△△△△

委 員:□□□□

事務局: ×××××××× 委 員: ◆◆◆◆◆◆◆◆◆

. . . : . . . . . . . . .

事務局案:案1

(理由) 発言の流れを明確化するため

#### ウ 議事録の公開時期

【案1】全ての会議が終了し、報告書を公表する時と同時

【案2】各開催回後,速やかに公開

#### 事務局案:案1

(理由) 意思形成過程の情報を公開することにより、市民等が誤解する おそれがあるため

#### 5 その他

#### 〇 守秘義務

学識委員は、本市の特別職(非常勤)となることから、「宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会設置規則」で守秘義務を規定している。

#### クリーンパーク茂原の火災について

#### 1 火災の概要

令和4年2月1日 午前1時51分頃 火災発報,

運転受託者による消火活動開始

午前2時45分頃 消防へ通報

56分頃 消防到着,消火活動開始

午後6時00分頃 火災を鎮圧, 放水継続

2月2日 午後4時00分頃 鎮火

〔発生場所〕コンクリート製ごみピット内

#### 2 被害状況

焼却炉投入用クレーン (2基), 脱臭装置, 放水銃 など 別紙 2-1 「現場写真・断面図・平面図」

# 3 出火原因

現在のところ不明

※ スプレー缶やライター等の焼却ごみへの混入によるものと推察

#### 4 火災による影響

#### (1) 周辺の生活環境

火災による煙、臭気が発生したものの、市民等からの苦情は寄せられておらず、また、消火水等についても施設外への流出等はないことから、周辺の生活環境へ影響は認められない。

#### (2) ごみ処理

## ア 焼却ごみ

火災発生以降,クリーンパーク茂原では,焼却ごみ等の受け入れを停止している。他の自治体や民間事業者等の協力により,市民生活に密着したごみ収集は,通常どおり実施しているものの,市民の皆様へ,当面の間,焼却ごみの5割削減を要請している。

## イ その他

同敷地内のリサイクルプラザは火災等による損傷はないことから,不燃ご みについても,通常どおり受け入れている。

# (3)費用

約55億円

(施設の復旧:約12億円,他自治体へのごみ処理委託:約37億円 など) ※ 補正予算で対応

# 5 火災の経過と検証のポイント

別紙2-2 「火災の経過と検証のポイント」のとおり

# 別紙 2-1

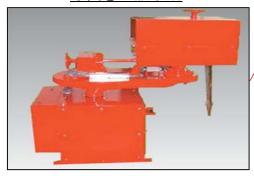
写真① ごみクレーン

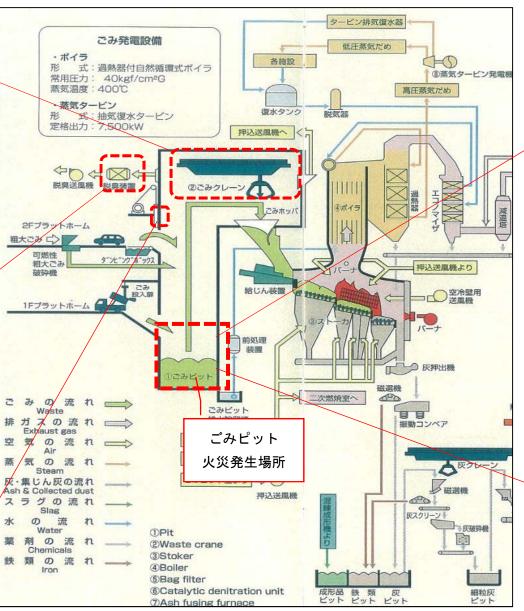


写真② 脱臭装置



写真③ 放水銃





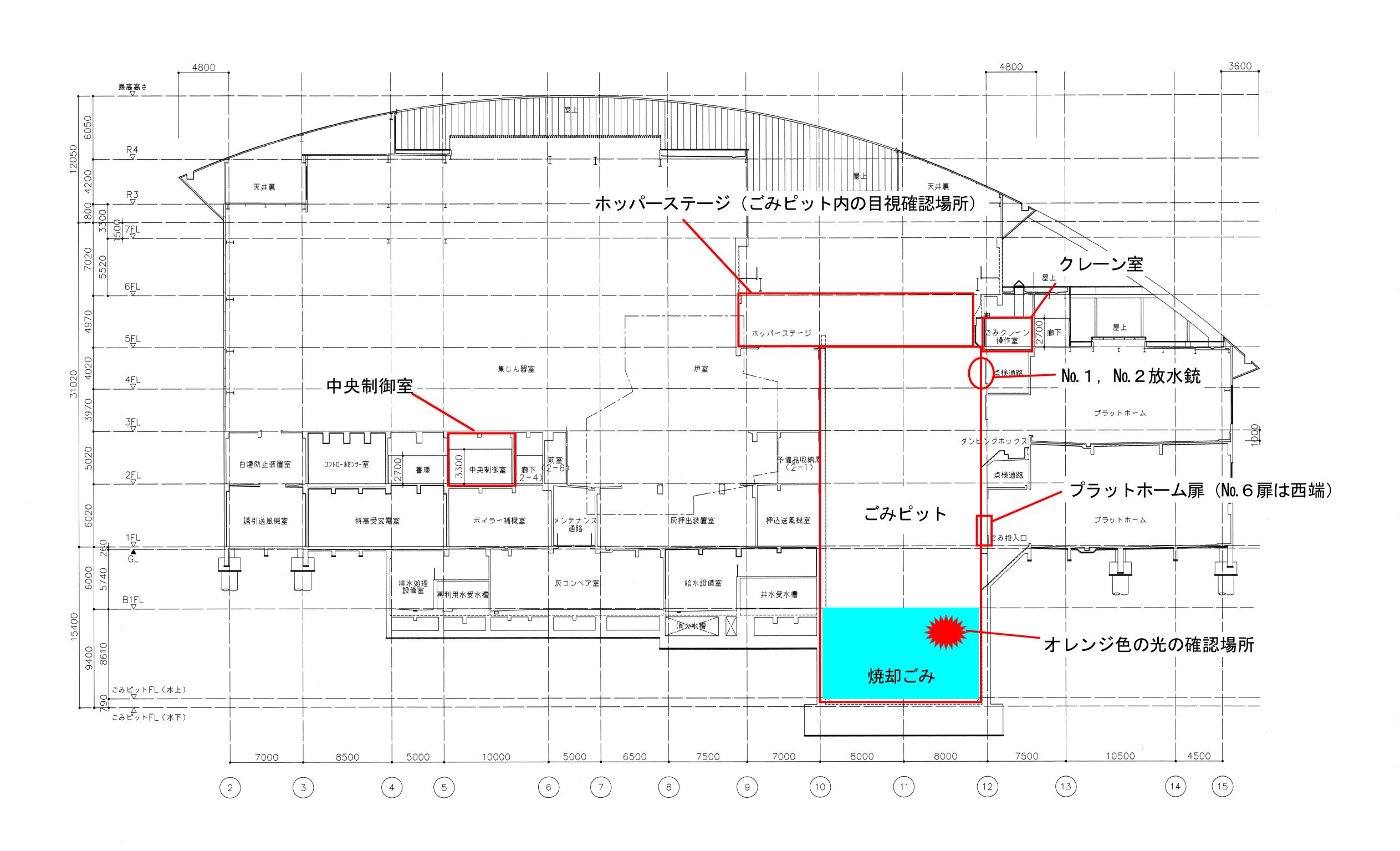
写真④ ピット内部



写真⑤ ピット内部



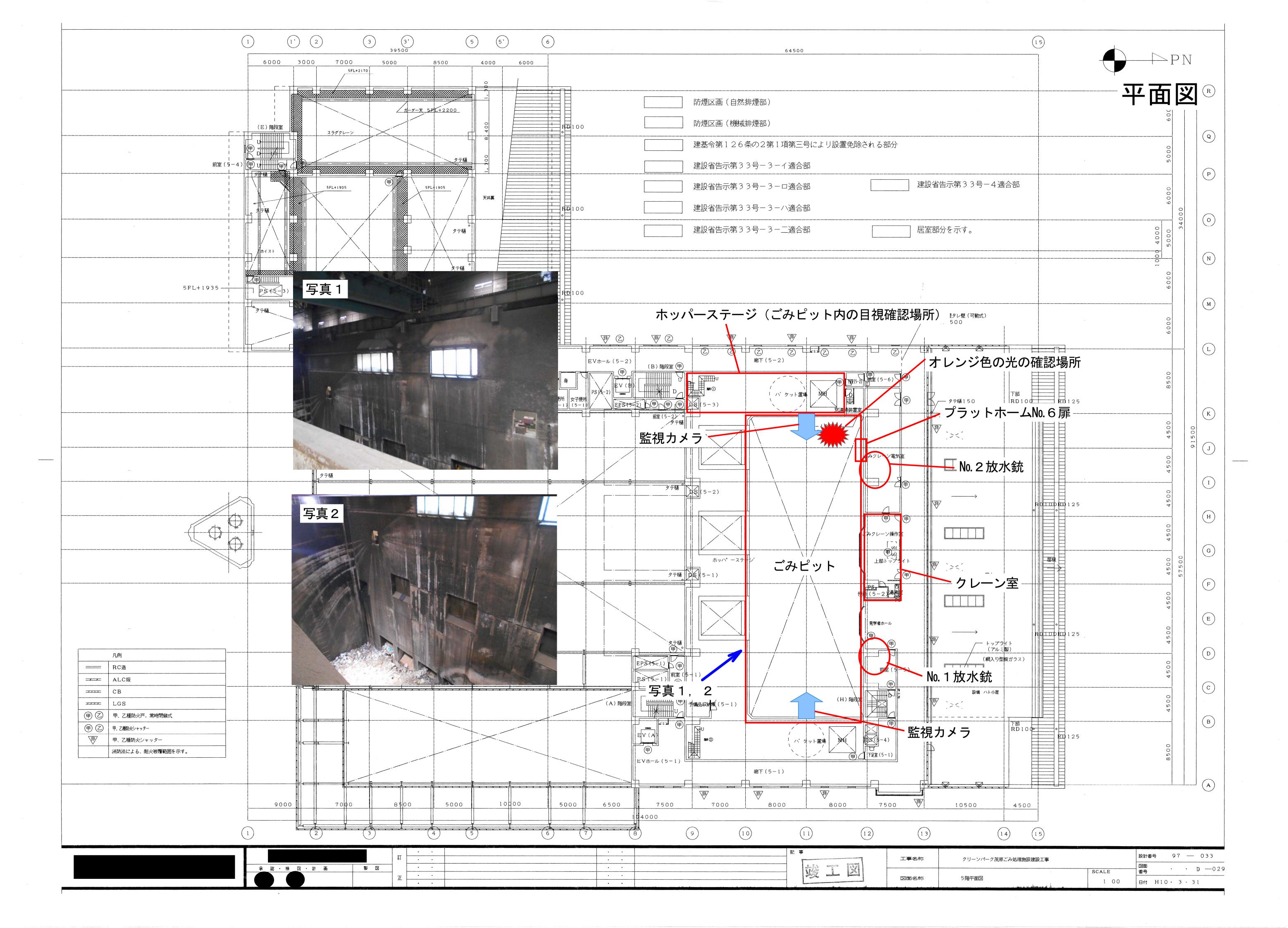
# 断面図



E-F間 断面図

※ — - — - — 消防法による、耐火被覆範囲を示す。

	ET	記事	工事名称	クリーンパーク茂原ごみ処理施設建設工事		設計番号 97	97 — 033
承認。検図。計画	新	 域工図	T + 10 1/1		SCALE		· D —038
	正		図面名称	断面図(1)	1/200	日付·	



# クリーンパーク茂原における火災事故の経過と検証ポイント

日付	時刻	経過 (環境部によるヒアリング等)	検証のポイント
1/28		<ul><li>○ 全焼却炉を休止 (焼却炉の定期整備工事のため)</li><li>※ 休止期間:1/28 ~ 2/12までを予定</li><li>※ 休止中でも,日中はごみピットにごみを搬入</li></ul>	
1/31	20:00	<ul> <li>○ 夜勤体制へ移行(受託業者:所員3名)</li> <li>・ 所員A:中央制御室(監視業務)</li> <li>・ 〃 B:クレーン室(ごみの撹拌作業)</li> <li>・ 〃 C:巡視業務 ⇒ クレーン室(ごみの撹拌作業)</li> </ul>	①— 1 運営体制は適正なもので あったか
	0:00	〇 クレーンによるごみピット内のごみ撹拌作業終了	
	0:05	<ul> <li>○ 勤務交代</li> <li>・ 所員A:中央制御室 ⇒ 休憩</li> <li>・ 〃 B:灰クレーン室 ⇒ 中央制御室</li> <li>・ 〃 C:クレーン室 ⇒ 中央制御室 ⇒ 休憩</li> </ul>	
	1:00	<ul> <li>○ 勤務交代</li> <li>・ 所員A:休憩</li> <li>・ 〃 B:中央制御室</li> <li>・ 〃 C:休憩</li> </ul>	
	<u>1:51</u>	<ul> <li>○ 火災発報(ごみピット)</li> <li>・ 所員A:中央制御室(所員B, Cを招集)</li> <li>・ 〃 B:休憩</li></ul>	①—2 火災監視システムの運用は 適切であったか
2/1	1:55	<ul> <li>○ ごみピット内でオレンジ色の光を確認(所員B)         (クレーン室からの目視:プラットホーム№6扉付近)</li> <li>・ 所員A:中央制御室</li> <li>・ 〃 B:クレーン室(ごみピットの状況確認)</li> <li>・ 〃 C:中央制御室</li> </ul>	
	1:56	<ul> <li>○ 初期消火活動開始</li> <li>・ 所員A:中央制御室</li> <li>⇒ ホッパーステージ(所員Bに消火指示)</li> <li>・ 〃 B:クレーン室(放水銃(№.2)による消火)</li> <li>・ 〃 C:中央制御室</li> </ul>	
	1:59	<ul> <li>○ 初期消火活動の追加指示</li> <li>・ 所員A:ホッパーステージ ⇒ 中央制御室</li> <li>・ 〃 B:クレーン室(放水銃による消火)</li> <li>⇒ ホッパーステージ(ごみピットの状況確認)</li> <li>※ 煙で炎の確認が困難</li> <li>・ 〃 C:中央制御室 ⇒ クレーン室(放水銃操作)</li> </ul>	
	2:05	<ul> <li>○ 初期消火活動継続</li> <li>・ 所員A:中央制御室</li> <li>・ 〃 B:クレーン室 ⇒ 給水設備室(給水状況確認)</li> <li>・ 〃 C:クレーン室(放水銃による消火)</li> <li>※ 煙により炎,放水位置確認できず</li> </ul>	
	2:13	O <b>所員Aが所長へ連絡</b> (所長から初期消火活動継続の指示)	

日付	時刻	経過 (環境部によるヒアリング等)	検証のポイント	
	2:30	〇 所長現着		
	2:35	<ul> <li>○ 所長が目視により炎を確認 (プラットホームNo.6 扉から)</li> <li>・ 所長 (所員 C にNo.1 放水銃による消火指示)</li> <li>・ 所員 A:中央制御室</li> <li>・ 〃 B:給水設備室 ⇒ プラットホーム (1 階)</li> <li>・ 〃 C:クレーン室 (No.1 放水銃作動せず)</li> </ul>	<ul><li>②-1 消火設備の適正な運用は確保 されていたか</li><li>②-2 消防設備の維持管理は適正で あったか</li></ul>	
	2:45	O 所長が119番通報,副所長現着 所長から副場長(市)へ報告	③ 119番通報までの初動対応は 適切なものか(消防法第24条)	
2/1	2:56	● 消防現着(プラットホームから消火開始)		
	3:00	● 警察現着		
	3:30	◎ 副場長(市)現着		
	3:53	◎ 場長(市)現着(「現地対策本部」設置)		
	11:30	<ul><li>● 消防から要請</li><li>→ 火災の鎮圧状況確認のため、クレーンを用いて ピット表層部のごみを移動</li><li>○ クレーンが作動しない状況を確認</li></ul>		
	18:00	● 火災鎮圧		
2 /2	10:13	O 放水停止 (放水銃No. 2)		
2/2	<u>16:00</u>	● 消防が火災鎮火の判定 (消火水として6,000㎡を放水)		
2/4	9:30	<ul> <li>● 消防・警察合同の現場調査</li> <li>【消防からの指摘等】</li> <li>・ 消防法第24条に基づく通報の遅延</li> <li>・ 出火時刻は0:00~0:30頃と推察</li> <li>・ 出火原因不明,危険ごみの混入と推察</li> <li>・ 火災報知器等が損傷している場所の警戒監視を強化</li> </ul>	④ 出火原因は何か ⑤ 各種法令等に基づく解釈	

# 〇 全炉休止期間の夜間勤務シフト(従事者: 3名, 勤務時間: 20時 ~ 翌朝8時)

時間帯	所員A	所員B	所員C	
20:00 ~ 22:00	① 中 央	② 現 場 ③ クレーン	② 現 場	
22:00 ~ 2:00	① 中央	③ クレーン	④ 休 憩	
2:00 ~ 6:00	④ 休 憩	④ 休 憩	①中央	
6:00 ~ 8:00	① 中 央	③ クレーン	② 現 場 ③ クレーン	

① 中 央 : 中央制御室で連絡・警報対応② 現 場 : 各室・場外巡視, 点検, 清掃等③ クレーン: ごみクレーン操作, 点検, 清掃

④ 休 憩 : 中央制御室の隣室で休憩